



令和7年10月6日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 小池建設 株式会社
業者の住所 : 長野県飯田市下久堅下虎岩3089番地2
- 指名停止措置期間 : 令和7年10月6日から令和7年11月5日まで（1ヵ月）
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
小池建設（株）及び同社の代表取締役（当時）は、労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和7年4月23日、飯田簡易裁判所から各々罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。
- 指名停止措置理由
上記事実については、「工事請負契約に係る指名停等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。
よって、本件の指名停止期間は1ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953－8138